

この工事には、新宿区公契約条例による

労働報酬下限額 が定められています。

労働報酬下限額とは

公契約に従事する者に対して支払われるべき報酬の下限額です。



労働報酬下限額一覧（令和8年3月告示）

（単位：円 / 1日当たり）

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	27,630	19	トンネル特殊工	34,020	37	はつり工	28,080
2	普通作業員	24,300	20	トンネル作業員	28,890	38	防水工	34,380
3	軽作業員	16,830	21	トンネル世話役	38,520	39	板金工	32,220
4	造園工	24,930	22	橋りょう特殊工	33,030	40	タイル工	25,020
5	法面工	30,240	23	橋りょう塗装工	32,850	41	サッシ工	29,970
6	とび工	29,790	24	橋りょう世話役	37,800	42	屋根ふき工	32,220
7	石工	29,790	25	土木一般世話役	30,960	43	内装工	30,960
8	ブロック工	29,160	26	高級船員	35,730	44	ガラス工	30,060
9	電工	30,870	27	普通船員	29,430	45	建具工	30,960
10	鉄筋工	30,420	28	潜水士	47,430	46	ダクト工	27,090
11	鉄骨工	26,820	29	潜水連絡員	34,380	47	保温工	25,740
12	塗装工	32,850	30	潜水送気員	32,310	48	建築ブロック工	29,790
13	溶接工	34,290	31	山林砂防工	29,250	49	設備機械工	25,200
14	運転手（特殊）	27,990	32	軌道工	52,830	50	交通誘導警備員A	18,450
15	運転手（一般）	23,040	33	型わく工	29,700	51	交通誘導警備員B	16,830
16	潜かん工	33,570	34	大工	27,540			
17	潜かん世話役	40,230	35	左官	30,420			
18	さく岩工	37,800	36	配管工	27,090			

対象となる契約：予定価格2,000万円以上の工事契約

新宿区公契約条例とは

労働者等の適正な労働環境を確保することにより、公契約の適正な履行と良好な品質を確保し、区民サービスの向上と地域経済の活性化を目的とする条例です。



新宿区公契約条例について詳しくはホームページへ！

新宿区役所総務部契約管財課

TEL：03-5273-4075

FAX：03-5287-5597

新宿区 公契約条例

